

平成24年度ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究 —報告書概要版—

平成25年2月 みずほ情報総研株式会社

1 調査研究の目的

地域の実情に応じた後発医薬品使用促進のための取組みとしてはどのような施策が有効であるのか、その有効な施策は具体的にはどのような方法がとられるべきか等について明らかにすることにより、さらなる後発医薬品の使用促進に取り組む関係者への情報提供を行うことを目的として実施した。

2 調査研究の内容と方法

本調査研究においては、①都道府県薬務担当者を対象とし、これまでの後発医薬品使用促進に係る施策の取組み状況を把握するためのアンケート調査、②施策の取組み状況と都道府県別の後発医薬品使用割合についての定量的分析、③後発医薬品使用促進に有効と思われる具体的事例についてのヒアリング調査を実施した。

3 調査結果

3.1 都道府県における後発医薬品使用促進のための取組み状況

都道府県における後発医薬品使用促進の取組みの中で、実態調査はほぼすべての都道府県で行われており、調査対象としては、病院・保険薬局のほか、一般市民や卸業者を対象に実施している場合があった。

後発医薬品使用促進のために計画策定や目標の設定を行っているかについては、半数以上の都道府県において実施しておらず、今後も予定なしとなっていた。

後発医薬品の採用を支援するツールとしての評価基準、マニュアル等や後発医薬品採用リストの作成については、評価基準の使い方をマニュアルとして取りまとめているという都道府県がほとんどであり、後発医薬品の採用リストに

については、半数以上の都道府県で作成されていた。

後発医薬品使用促進のための取組み効果を、定量的、定性的に把握している県は、それぞれ 17 県、8 県にとどまっていた。

3.2 後発医薬品の使用割合の都道府県格差の定量的分析

後発医薬品の使用促進に関する都道府県協議会の開催の有無別に後発医薬品の使用割合（数量ベース）を見ると、過去に開催実績があるからといって、必ずしも使用割合が高いわけではなかった。都道府県単位ではなく、保健所単位等のより範囲の狭い単位での地域協議会の設置の有無別に見ると、地域協議会を設置している都道府県のほうが、使用割合が高くなっていた。

そのほか、後発医薬品の使用促進に関する計画の策定については策定しているほうが、目標の設定については設定しているほうが、後発医薬品の使用割合は高くなっていた。また、後発医薬品の採用を判断するための評価基準、後発医薬品の採用方法を取りまとめたマニュアル等、後発医薬品採用リストについては作成しているほうが、後発医薬品の使用割合は若干高くなっていた。

取組みの数別に後発医薬品の使用割合を見たところ、取組みの数が多いほうが、使用割合は高くなっていた。後発医薬品の使用促進の取組みは、単独の取組みだけではなく、各種取組みを行うことにより、使用割合の上昇という結果につながっていくものと考えられる。

なお、後発医薬品の差額通知事業を実施している市町村国保がある都道府県とそうでない都道府県について後発医薬品の数量シェアを見たところ、差額通知を実施している市町村国保がある都道府県のほうが、後発医薬品の数量シェアが高いという結果が得られた。

差額通知は後発医薬品を使用する可能性のある個人に直接働きかける取組みであり、後発医薬品への切り替えにつながれば、都道府県全体への後発医薬品のシェア向上にもつながる有効な手段の 1 つであると考えられる。

3.3 後発医薬品の使用促進のための具体的取組み事例

都道府県アンケート調査、定量的分析の結果を踏まえ、都道府県等で後発医薬品の使用促進に有効であると思われる取組みとして、地域協議会、後発医薬品の採用リスト、後発医薬品の差額通知、後発医薬品使用割合の定量的把握等についての具体的な取組み事例を収集した。

(1) 地域協議会の取組み

都道府県が関与した形で地域協議会としての取組みを行っていたのは、京都府（舞鶴地区）、埼玉県（熊谷地区）、鹿児島県（加世田地区）、福岡県（筑紫地区、飯塚地区）、富山県、茨城県であり、地域独自の取組みとして行っていたのは、東京都足立区、広島県呉市であった。

京都府舞鶴地区では、病院薬剤師と薬局薬剤師によるワーキンググループを設置し、後発医薬品についての選定基準に関する情報の整理、後発医薬品の使用実績に関するリストの作成を行った。

埼玉県熊谷地区では、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、卸売販売業者によるジェネリック医薬品安心使用促進検討部会を設置し、卸売販売業者での取扱実績をもとにした後発医薬品リストを作成した。

鹿児島県加世田保健所地区では、地域の医師会、歯科医師会、市町村担当者等をメンバーとし、保健所が協議会の運営を行った。まずは、後発医薬品の使用に関する意見交換を行う場として設け、後発医薬品に関する差額通知について議論したり、後発医薬品メーカーへの工場見学も行った。また、後発医薬品に関する住民向けの説明会も積み重ねてきた。

福岡県筑紫地区、飯塚地区では、後発医薬品の関係者の意識付けや情報交換の場とすること、備蓄体制の検討をすることを目的として、地域協議会本体と備蓄体制等検討委員会が設置された。地域協議会では、各保健所の担当者のほか、各地域の医師会、歯科医師会、県が指定しているモデル病院薬剤部担当者、市町村担当者（国保部門と衛生部門双方）による議論がされ、備蓄体制等検討委員会では、薬剤師会担当者、備蓄担当薬局代表者、病院薬剤部担当者という実務者での協議が行われた。

富山県は、薬薬連携推進事業として、県内の4つの二次保健医療圏について、病院薬剤師、薬局薬剤師の間での情報共有を促進する薬薬連携推進会議を開催した。

茨城県は、県内9地区において、地域の中核病院とその周辺薬局の薬剤師が参集し、「後発医薬品安心使用促進のための情報交換会」を開催した。

地域独自の取組みとして、東京都足立区では、国民健康保険担当部署が主管となり、後発医薬品の使用促進に関する協議会を立ち上げた。医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域の病院の院長、理事長、学識経験者により、後発医薬品の使用促進に関する議論を展開してきた。

そのほか、広島県呉市でも、後発医薬品に関して独自の協議会を設置したわけではないものの、地域の保健医療分野での各種課題について検討する協議会の小委員会として、差額通知事業の開始を契機に、ジェネリック医薬品検討小委員会を設けていた。

これら地域協議会の取組みのポイントとしては、「共通の目的の設定」、「できることから取り組んでいく」、「座長の理解」という3点が挙げられる。

(2) 後発医薬品の採用リストの作成

医療関係者が後発医薬品を採用する際の参考とするために、後発医薬品採用リストが作成されている。作成方法として最も多いのは、域内の複数の病院に協力を依頼し、採用している後発医薬品の一覧を提出してもらい、それをリスト化する方法である。また、域内の保険薬局もしくは医薬品卸業者から情報提供をってもらい、備蓄している後発医薬品のリストを作成し、近隣の病院、診療所、保険薬局等の関係者に配布しているケースもある。

後発医薬品リスト作成にあたってのポイントとしては「ユーザーのニーズに沿ったリスト作成」、「リストの定期的な更新」、「多くの人が利用しやすい形でのリストの公開」の3点が挙げられる。

(3) 後発医薬品差額通知

現在多くの保険者が差額通知事業に取り組んでいるが、保険者における差額通知事業の工夫点として挙げられるのは、「削減額について過度の期待を持たせない」、「財政への貢献を訴える」、「地域協議会等を活用しての差額通知を行うことについての事前アナウンス」の3点である。

(4) 後発医薬品使用割合の定量的把握

都道府県は、国が公表している調剤医療費の動向以外に、①国が2年に1度行っている医薬品価格調査（薬価本調査）の方式に準拠し、医薬品卸販売業者に全医薬品販売量に占める後発医薬品販売量の割合を調べる方法、②県内の病院や保険薬局における後発医薬品の採用品目数、使用量等を調査する方法、③国民健康保険団体連合会（国保連合会）が、差額通知事業の一環として市町村保険者単位での後発医薬品の使用割合を集計する方法などにより、都道府県内の後発医薬品の使用割合を定量的に把握しようとしている。

(5) その他

後発医薬品使用促進のためのその他の取組みとしては、後発医薬品比較サイトの運営や後発医薬品の使いやすさ等の改善のための実態調査がある。

4 調査研究のまとめ

後発医薬品の使用促進を引き続き進めていく個別具体的な方策として有効であると考えられるのは、後発医薬品に関する差額通知であるが、差額通知は、あくまでも院外処方を受けた患者に対する案内であるため、患者がいくら後発医薬品を欲しても、保険薬局において後発医薬品を取り扱っていなかったり、医師が先発医薬品しか処方しない場合には、後発医薬品の使用割合は伸びていかない。そのため、院外処方においてより積極的に後発医薬品の調剤を進めるには、①保険薬局における後発医薬品の採用を増やす方策、②処方医の後発医薬品に対する更なる理解を促進する方策を検討する必要がある。これらの方策を推進するためには、医薬分業が進む中で、医師と保険薬局の間の信頼関係がなければ、医師の側も安心して処方することができないので、地域における医師と薬剤師の間のより一層の信頼関係を醸成していくことが求められる。そのような関係性を構築していくには、都道府県単位ではなく、それよりもさらに狭い地域単位での関係者の集う地域協議会等の取組みを通じて促進されることが期待される。

その他、都道府県単位で取り組むべき課題として挙げられるのは、都道府県内部での後発医薬品の使用割合をしっかりと把握することからはじめる必要があると言えよう。

後発医薬品の使用促進は、単独の取組みにより効果が上がるものではなく、国における診療報酬改定、メーカーによる品質向上、安定供給に関する努力も必要であることは言うまでもない。ただし、それだけではなく、地域の実情に応じた形で、各関係者への意識啓発、認識の共有化等を行っていく取組みがそれぞれ影響しあって、後発医薬品の使用割合の向上という結果につながっていく。医療保険財政の厳しい中、各関係者が、他地域の事例等も参考にしながら、後発医薬品の使用促進に向けた更なる取組みを推進していくことが期待される。